海上保安庁けん銃使用及び取扱規則 大幅に改正し 4月1日施行

凶悪事案、必ず携帯

判断基準を細分化、明確化

海上保安庁は「海上保安庁けん銃使用及び取扱規則」を改正し、四月一日から施行する。これにより、海上保安官等に対し、犯罪を犯したと認める者を逮捕する際にはけん銃を携帯するとともに、必要な場合にはけん銃使用ができる。

改正では、「所属部署」を「巡視船艇基地」に変更するなど、「威嚇射撃」に対し、輸送船舶内の犯罪者への入検査などの場合、必要な場合にはけん銃使用ができる。

規則は昭和三十年の制定以来、初めての改正。海上保安官にけん銃を必ず携帯させなければならない。けんは使用管理責任者からの現実的訓練の充実・強化を図る。

また、「威嚇射撃」「相手に向けて撃つ」と使用者側分化、判断基準を細分化し、明確化した。

海上保安官の警察官としての使用基準については、現行法令と同様、「相手に向けて撃つ」までとし、「相手に向けて撃つ」から「一相手に発砲する」までの各段階ごとに具体例を示すとともに、各管区本部に携行武器専官二人を指定し、現場での取り扱い指導や、よりよい実務訓練の充実・強化を図る。

改正では、「威嚇射撃」「相手に向けて撃つ」と使用者側分化、判断基準を細分化し、明確化した。

海上保安官の警察官としての使用基準については、現行法令と同様、「相手に向けて撃つ」までとし、「相手に向けて撃つ」から「一相手に発砲する」までの各段階ごとに具体例を示すとともに、各管区本部に携行武器専官二人を指定し、現場での取り扱い指導や、よりよい実務訓練の充実・強化を図る。

改正案には、一定規模以上の海難発生するか発生を恐れる場合、秋田県知事が、「海上保安官の応援要請」を秋田県知事に申し出ることなどが、秋田県の「総合防災課と協議を重ね、防災計画改正に」盛り込まれた。

秋田県 地域防災計画 改正

一定規模以上の海難 関係機関の役割明記

保安部の働きかけ実る

秋田県防災会議が三月十一日開かれ、秋田県地域防災計画を改正、一定規模以上の海難発生するか発生を恐れる場合、秋田県知事が、「海上保安官の応援要請」を秋田県に申し出ることなどが、秋田県の「総合防災課と協議を重ね、防災計画改正に」盛り込まれた。

秋田県防災会議は、沿岸の海難防災案について、「緊急時」の役割を明記した。

秋田県保安部は、県警、県庁、消防機関、海上保安官、自衛隊、海難救助業者、「特警ネットワーク」などで、秋田県内の関係機関との緊密な連携を図る。

今年一月に本庁フェリー「すずかぜ」の旅客事故が発生したことから、秋田県総合防災課と協議を重ね、防災計画改正に」盛り込まれた。

改正案には、一定規模以上の海難発生するか発生を恐れる場合、秋田県知事が、「海上保安官の応援要請」を秋田県に申し出ることなどが、秋田県の「総合防災課と協議を重ね、防災計画改正に」盛り込まれた。

秋田県保安部は、県警、県庁、消防機関、海上保安官、自衛隊、海難救助業者、「特警ネットワーク」などで、秋田県内の関係機関との緊密な連携を図る。

今年一月に本庁フェリー「すずかぜ」の旅客事故が発生したことから、秋田県総合防災課と協議を重ね、防災計画改正に」盛り込まれた。

四管本部庁舎の北側に防災倉庫

四管本部は三月二十日、庁舎の北側に防災倉庫を新設する。

四管本部は三月二十日、庁舎の北側に防災倉庫を新設する。

地震災害用防災資材、非常用食料などを収納するため、庁舎の北側に防災倉庫を新設する。

庁舎の北側に防災倉庫を新設する。

庁舎の北側に防災倉庫を新設する。